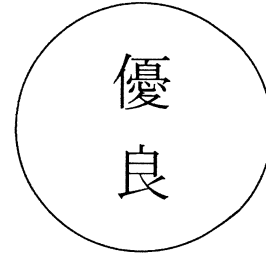


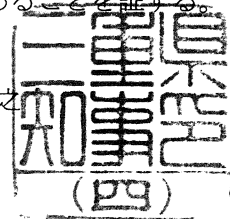
産業廃棄物処分業許可証

住 所 三重県津市安濃町妙法寺 5 4 1 番地
氏 名 株式会社テクノ利昌
代表取締役 平良 尚子



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之



許可の年月日 令和 3 年 10 月 14 日

許可の有効年月日 令和 10 年 10 月 2 日

1. 事業の範囲

【中間処理】

- 焼却：汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）、
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 9 種類
 - 破碎：廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、
金属くず、ガラスくず等（石綿含有産業廃棄物を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 6 種類
 - 脱水：汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 1 種類
 - 中和：廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）
（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。） 以上 2 種類
- ※ ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず」という。

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

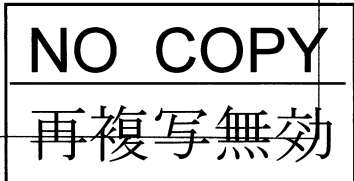
3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 10 年 8 月 19 日	新規許可	平成 25 年 9 月 19 日	更新許可
平成 15 年 8 月 19 日	更新許可	平成 26 年 10 月 3 日	更新許可及び優良認定
平成 16 年 8 月 19 日	変更許可		
平成 19 年 3 月 22 日	変更許可		
平成 20 年 8 月 26 日	更新許可		

5. 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無 無



(裏面)

施設の種類	設置場所	設置年月日	処理能力	許可年月日	許可番号
焼却施設	三重県津市安濃町妙法寺 542、542-1、543、544、545	H10.8.19	汚泥 5.2m ³ /日 (8h)	H9.8.20	9 津保 第 1332-3 号
			廃油 7.3m ³ /日 (8h)		
			廃プラスチック類 6.6t/日 (8h)		
			その他 22.4t/日 (8h)		
破碎施設	三重県津市安濃町妙法寺 544	H16.6.16	廃プラスチック類 19.4t/日 (8h)	H16.5.31	津生 第 40-3 号
			紙くず 22.6t/日 (8h)		
			木くず 45.9t/日 (8h)		
			繊維くず 12.7t/日 (8h)		
			金属くず 8.8t/日 (8h)		
			ガラスくず等 43.5t/日 (8h)		
脱水施設	三重県津市安濃町妙法寺 542-1	H19.1.30	8m ³ /日 (8h)	—	—
中和施設	三重県津市安濃町妙法寺 542-1	H19.1.30	32m ³ /日 (8h)	—	—